

西條・濱崎「排出分の責任取る制度を：国情に応じ再分配」、  
日本経済新聞経済教室，2007年6月20日，におけるコストの考え方

2007年7月10日 西條辰義・濱崎博

2007年6月20日，日本経済新聞に掲載された西條・濱崎「排出分の責任取る制度を：国情に応じ再分配」における費用の考え方がよくわからないとのコメントを何人かの方からいただきました。費用を計測する際，どこを出発点にするのか，またどのような制度を用いるのかで異なってきます。さらには，個々の企業の費用か，それとも国家の費用か，という誰の費用になるのかという点も重要です。残念ながら，少なくとも費用に関しては，我々の頭が京都議定書の枠組みに，ある意味で「汚染」されてしまっているようです。このことを理解するために，お話を作ってみました。

山田さんちのご主人はたばこを吸います。海外出張の多い上司が吸いきれないほどのたばこをおみやげにくれるのです。ご主人の健康を心配している奥さんは，山田さんに喫煙券を売ることになりました。週にたばこ1箱分の価格が百円です。奥さんは当面，週に二枚しか喫煙券を発行しないことになりました。山田さんは泣く泣く奥さんに二百円はらって週2箱のたばこを吸うことになりました。奥さんはこの二百円で子供のおやつを増やすことになりました。

この場合，山田さんの家庭の収入・支出の総額には何の変化もありません。ところが，内訳を見ると，ご主人のお小遣いは減ってしましますし，子供のおやつ代は増えます。

この話を聞いたお隣の鈴木さんの奥さんが，最近退職したばかりのご主人にも同じことをしたいと考え始めました。とりわけ，山田さんと鈴木さんのおうちは隣通しの長屋で立て付けが悪く，たばこを吸うとその空気がお隣にまで漏れてしまうのです。鈴木さんはヘビースモーカーで毎週十箱を越えてたばこを吸うのです。鈴木さんのたばこも息子さんがJTに勤めているせいか，息子さんが吸いきれないほどのたばこをおいていくのです。そこで山田さんの奥さんと鈴木さんの奥さんは，なんとかたばこの消費量を減らしたいと，大家さんに相談にいきました。そこで，大家さんが無料で，山田さんには二枚，鈴木さんには十枚の喫煙券をあげることにしました。

山田さんちの子供はふくれっ面ですが，これまで奥さんに二百円払っていた山田さんはただで二枚喫煙券をくれるので大喜びです。鈴木さんも十枚の喫煙券をもらえるのでまあしかたないか，ということで我慢をすることにしました。

この場合，山田さんちでは所得の再配分が起こっています。

山田さんは最近上司とうまくいかずストレスがたまっています。なんとかたばこの箱数を増やしたいと思っても喫煙券が二枚しかありません。一方、鈴木さんは最近枯れてきたのか、九箱程度で我慢できるようになりました。そこで、余った喫煙券を一枚百円で山田さんに売ることになりました。山田さんは喜んでそれを購入し、三箱のたばこを吸うようになりました。

今度は山田さん宅から鈴木さん宅への所得の移転が起こっています。

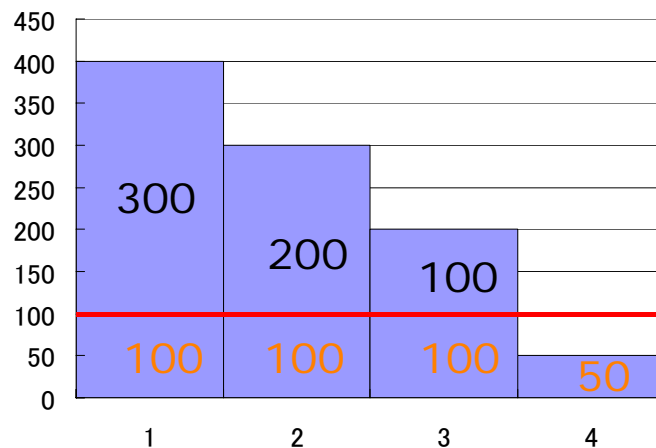
しばらくして、山田さんはなぜお隣のおじいさんが喫煙券を無料で九枚ももらっているのか不満を持つようになりました。そこで大家さんに訴えたところ、二人の奥さんも交えて話し合いを行い、各々のご主人が大家さんから吸った分だけ一枚百円で喫煙券を買うことにしました。大家さんの発行する喫煙券は十二枚です。大家さんは千二百円のお金を受け取るわけにはいかないということで、各々が吸った箱数に関係なく、山田さんの奥さんには二百円、鈴木さんの奥さんには千円返すことになりました。

山田さんは、結果として三箱分の三百円を大家に払い、鈴木さんは九百円を大家に払うことになってしまいました。山田さんはお金を払うことになったものの、鈴木さんも払っているのだから我慢することになりました。

さきほどの例と同じではありますが、ご主人の払う金額が異なっています。我々の提案している制度は上記の例だと最後の制度になります。山田さんちに注目すると、山田さんのご主人の出費は300円です。山田さん一家のネットの支出は100円です。経済教室におけるネットの負担といっているのはこの100円に相当します。

我々の制度の費用に関わる部分を図示してみましよう。下図の横軸は山田さんのタバコの消費箱数です。縦軸は価格です。300、200、100、50の棒グラフは山田さんのタバコを吸うことによる便益を示しています。いわば、限界便益曲線です。1箱あたりの喫煙券の価格を100円とするなら、山田さんは3箱まで吸うことになるでしょう。4箱目では、喫煙券の費用である100円と吸うことによる便益の50円を比較すると、50円の損になるからです。

繰り返しになりますが、この図をみればわかるように山田さんのご主人の負担は300円です。山田さん一家には200円の環流がありましたので、山田さんちのネットの負担は100円になります。



さて、ここで今度は京都議定書風の制度を考えてみましょう。山田さんの5箱目以降の喫煙からの便益はゼロとし、現在、山田さんは4箱のタバコを吸っているとしましょう。つまり、4箱の喫煙がステイタス・クオになる訳です。ここからどれだけ禁煙をするのかを考えましょう。そうするとさきほどの限界便益曲線は限界禁煙曲線になります。1箱目の費用は50円、2箱目の費用は200円などなどです。

この制度のもとで山田さんが3単位分の喫煙券を購入し、3箱のタバコを吸い、4箱から3箱にタバコの消費量を減らしたとするなら、彼の機会費用は300円+50円ということになります。

このように制度によって、ないしはどこと比較するののかによって、コストの中身も変わってくるのです。

日経新聞の我々の制度の場合だと、ゼロからどれだけ排出したのかにかかる費用を考えていますので、国内でかかる費用は、「削減」コストではなく「排出」コストになります。つまり、国内の企業が費用として計上するのは、24.5ドル×国内総排出量です。たとえば、ある財を生産するのに1トン1万円の資材を100トン使ったとするのなら、その費用は100万円になるのと同じです。このように我々の制度は温室効果ガス排出そのものを生産要素とする、という考え方を採用しています。

なお、国単位と企業単位の費用の概念が異なっていますので、簡単には足し合わせるものが難しい場合もあるかもしれません。